

荒川区 第8期介護保険料(令和3～5年度)

所得段階	対 象 者	年間保険料
第1段階	・老齢福祉年金受給者で、本人及び世帯全員が区民税非課税の方 ・生活保護を受けている方 ・本人及び世帯全員が区民税非課税で、本人の課税年金収入額とその他の合計所得金額の合計が80万円以下の方	20,218円
第2段階	本人及び世帯全員が区民税非課税で、本人の課税年金収入額とその他の合計所得金額の合計が120万円以下の方	34,992円
第3段階	本人及び世帯全員が区民税非課税で、本人の課税年金収入額とその他の合計所得金額の合計が120万円を超える方	54,432円
第4段階	本人が区民税非課税で、世帯内に区民税課税者がいる場合で、本人の課税年金収入額とその他の合計所得金額の合計が80万円以下の方	66,096円
第5段階 (基準額)	本人が区民税非課税で、世帯内に区民税課税者がいる場合で、本人の課税年金収入額とその他の合計所得金額の合計が80万円を超える方	77,760円
第6段階	本人が区民税課税で、合計所得金額が125万円未満の方	85,536円
第7段階	本人が区民税課税で、合計所得金額が125万円以上200万円未満の方	101,088円
第8段階	本人が区民税課税で、合計所得金額が200万円以上350万円未満の方	120,528円
第9段階	本人が区民税課税で、合計所得金額が350万円以上500万円未満の方	143,856円
第10段階	本人が区民税課税で、合計所得金額が500万円以上750万円未満の方	174,960円
第11段階	本人が区民税課税で、合計所得金額が750万円以上1,000万円未満の方	213,840円
第12段階	本人が区民税課税で、合計所得金額が1,000万円以上1,500万円未満の方	248,832円
第13段階	本人が区民税課税で、合計所得金額が1,500万円以上2,000万円未満の方	256,608円
第14段階	本人が区民税課税で、合計所得金額が2,000万円以上3,000万円未満の方	264,384円
第15段階	本人が区民税課税で、合計所得金額が3,000万円以上の方	272,160円

※課税年金収入額 障害年金や遺族年金を除く公的年金等の収入金額をさします。

※合計所得金額 所得控除を引く前の各所得金額の合計です。また、前年の繰越損失控除前の総所得金額、土地等に係る事業所得等の金額、長期譲渡所得の金額、短期譲渡所得の金額、株式等に係る譲渡所得の金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計をさします。(ただし、自宅や土地の売却収入等を所得とみなさない扱いとするため、税法上の長期譲渡所得及び短期譲渡所得の特別控除額を差し引きます)

※その他の合計所得金額 合計所得金額から公的年金等に係る雑所得(課税年金収入額から公的年金等控除額を差し引いた額)を差し引いた額をさします。(ただし、自宅や土地の売却収入等を所得とみなさない扱いとするため、税法上の長期譲渡所得及び短期譲渡所得の特別控除額を差し引きます)

※税制が改正され、給与所得控除と公的年金等控除がそれぞれ10万円引き下げられ、基礎控除が10万円引き上げられました。介護保険制度においては、合計所得金額等が調整され、介護保険料などについて負担が増えてしまうことはありません。